

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	内 容
新商品・新技術・新役務開発	1 新商品、新技術又は新役務の開発研究に関する次に掲げる事業 (1) 新商品、新技術の商品化又は新役務のための開発事業 (2) 新商品又は新技術の商品化のための設備の運転研究事業 2 新商品又は新技術の商品化に関する次に掲げる事業 (1) 新商品又は新技術の商品化のための試作及び改良 (2) 商品化された新商品又は新技術のデザイン等の改善事業 (3) 商品化された新商品、新技術又は新役務の求評事業 3 その他新商品・新技術・新役務開発として町長が適当と認めた事業
販路開拓	1 販路開拓に関する調査、指導等 2 販路開拓に必要なノウハウ等を習得させるための各種研修、講習会等 3 販路開拓に必要な情報の収集、提供等 4 その他販路開拓として町長が適当と認めた事業

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	内 容
謝金	専門家等謝金
旅費	専門家等旅費及び職員旅費
研究開発事業費	原材料費、機械装置の購入等に要する経費、産業財産権等の導入に要する経費、調査研究費、外注費及び技術コンサルタント料
需用費	印刷製本費、資料購入費及び消耗品費
役務費	通信運搬費、雑役務費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、保険料及びホームページ作成費
使用料及び賃借料	会場借料及び借料又は損料
備品購入費	検査器具購入費
研修費	研修費及び講習費
委託費	事業の一部を委託する経費